

JPMワールド・CB・オープン

追加型投信／内外／その他資産(転換社債)

投資信託説明書(請求目論見書)2025. 4. 25

JPMワールド・CB・オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月29日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年10月30日に生じています。

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドの課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。

設定・運用は
JPモルガン・アセット・マネジメント

発行者名	: J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 小松 薫夜
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	9
3【投資リスク】	15
4【手数料等及び税金】	27
5【運用状況】	31
第2【管理及び運営】	39
1【申込（販売）手続等】	39
2【換金（解約）手続等】	40
3【資産管理等の概要】	41
4【受益者の権利等】	43
第3【ファンドの経理状況】	45
1【財務諸表】	48
2【ファンドの現況】	62
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	63
第三部【委託会社等の情報】	64
第1【委託会社等の概況】	64
基本用語の解説	105
約款	106

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

JPMワールド・CB・オープン
(以下「当ファンド」といいます。)

（２）【国内投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えてください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

(5) 【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.3%（税抜3.0%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

- ② 自動けいぞく投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

- ・「一般コース」……………収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。
- ・「自動けいぞく投資コース」……収益分配金が税引き後、再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年10月30日から2025年10月29日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。

取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

^{*} 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出) 価格」の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

- ① 申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。
- ② 日本以外の地域における受益権の発行はありません。
- ③ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行しました。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

- ⑤ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、当ファンドの信託約款の定めにより、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請できることから、原則として当ファンドの2006年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を、受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請（以下「振替受益権化」といいます。）しました。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、委託会社は当該申請をしていません。当該受益証券については、今後信託期間中において委託会社が保有者から受益証券の提示を受けて確認した後当該申請を行うものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、世界各国のC B^{*1}（転換社債）を実質的な主要投資対象として運用^{*2}を行い、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的とします。

^{*1} C B（Convertible Bond。「転換社債」または「転換社債型新株予約権付社債」という場合があります。）は一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）のついた社債です。株式と債券の両方の性格を併せ持っています。また、C Bと諸外国の法令に基づき発行されるC Bと同様の商品性をもつ社債を含めて、「新株予約権付社債等」という場合があります。

「新株予約権付社債」とは、日本の会社法（2002年4月1日から2006年4月30日までの間においては商法）に基づいて社債に新株予約権が付された形態で発行されるものをいいます。2002年3月31日以前に日本の商法に基づき発行される社債として「転換社債」がありましたが、2002年4月1日以降、日本の商法または会社法に基づき発行される同様の商品性を持つ社債は「転換社債型新株予約権付社債」と呼ばれています。

^{*2} 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するG I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

C Bとは？

C Bの2つの性格

株式の性格	債券の性格
株式に転換できる 一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）がついています。	利息がつく^{*1} 一般的に、利払い日に利息を受け取ることができます。CBIには株式への転換権という特典がつくため、利息は転換権のない社債よりも低くなります。
株価との連動性 CBの値動きは転換対象の株式の値動きと連動する傾向があります。	額面で償還される^{*2} 償還時には額面の金額を受け取ることができます。
▼ 株価上昇局面での値上がり期待	▼ 株価下落局面でもCBの下値は限定的

^{*1} 利率が0%という発行条件のC Bもあり、必ず利息が受け取れるとは限りません。

^{*2} 発行企業が倒産した場合、額面で償還されないことがあります。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1}—追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

属性区分^{*2}—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（その他資産（転換社債）））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、転換社債に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（その他資産（転換社債）））と記載しています。

決算頻度：年2回

投資対象地域：グローバル（日本を含む）

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ*4：あり（適時ヘッジ）

*4 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

*1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
その他資産（転換社債）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に転換社債を源泉とする旨の記載があるもの。

（注）前記の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

*2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（転換社債）））： 目論見書または信託約款において、親投資信託への投資を通じて、主として転換社債に投資する旨の記載があるもの。
決算頻度	年2回： 目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	あり（適時ヘッジ）： 目論見書または信託約款において、弾力的に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

(参考) 一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型		不動産投信
	内 外	その他資産 (転換社債)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
一般	年 2 回			
大型株	年 4 回	日本		
中小型株	年 6 回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
債券	年 12 回 (毎月)	欧州		
一般	日々	アジア		
公債	その他 ()	オセアニア		
社債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 ()		アフリカ		
不動産投信		中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (転換社債)))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス : <http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

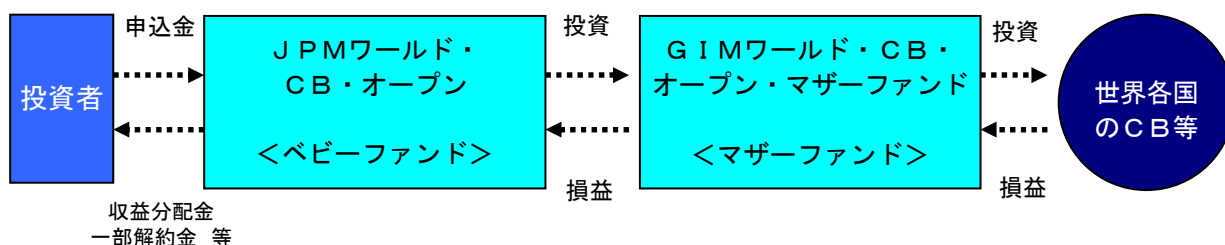
① マザーファンドにおけるCBへの投資にあたっては、投資地域の分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業の成長性および安定性等を総合的に分析し、魅力的な銘柄を選定します。

② 当ファンドは、市況環境、ファンドの資金動向等に応じて、弾力的に為替ヘッジを行うことにより、主として為替変動による基準価額の下落リスクを軽減させることを目指します。また、状況によっては、他通貨ヘッジ*を行うことがあります。

* 「他通貨ヘッジ」とは、直接為替ヘッジを行うことが容易でないと運用委託先（後記④をご参照ください。）が判断する通貨に対して、米国ドル等の主要国通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行うことをいいます。

③ 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



④ マザーファンドの運用の指図および当ファンドの為替ヘッジの指図に関する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド*（英国法人）に委託します。（以下「運用委託先」という場合があります。）

J．P．モルガン・アセット・マネジメント*のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

* J．P．モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドおよび委託会社は、J．P．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

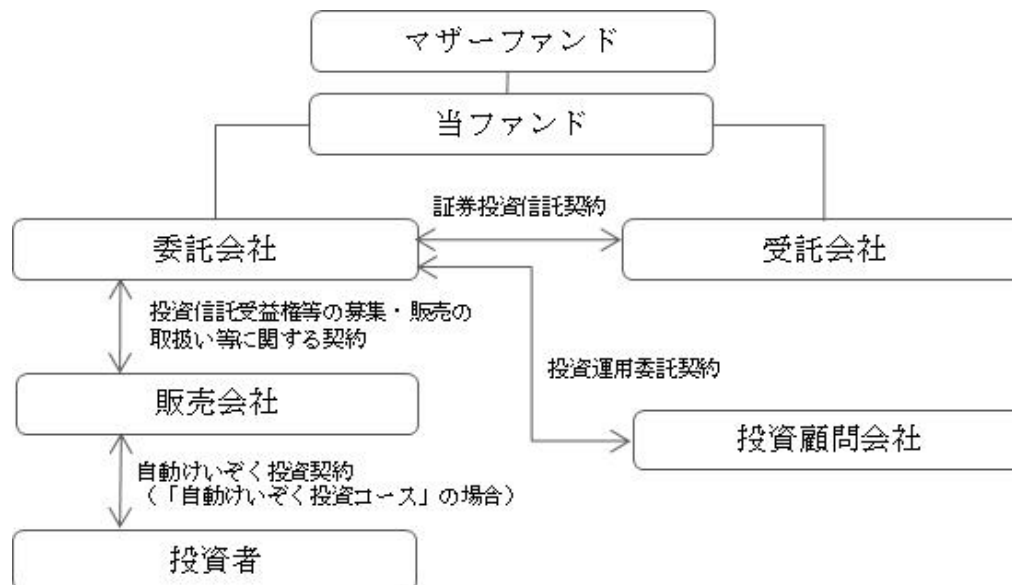
（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年9月28日	当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始
2005年11月1日	当ファンドおよびマザーファンドの名称変更
2015年5月29日	マザーファンドの名称変更
2015年10月30日	当ファンドの為替ヘッジの助言に関する契約の解除および当ファンドの為替ヘッジの指図に関する権限の委託

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「運用報告書（全体版）」といいます。）および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面（以下「交付運用報告書」といいます。）をいいます。以下同じ。）の作成等を行います。

② 三井住友信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。また、委託会社との契約により、当ファンドに関し、委託会社から為替ヘッジの指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの為替ヘッジの指図を行います。

④ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（2025年2月末現在）

② 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

③ 設立年月日 1990年10月18日

④ 会社の沿革

- 1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
 1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立
 1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
 2001年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
 2006年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2008年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

⑤ 大株主の状況（2025年2月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ジェー・ピー・モルガン・ アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）運用方針

- ① 当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。
- ② マザーファンドは、世界各国のＣＢを主要投資対象とし、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度

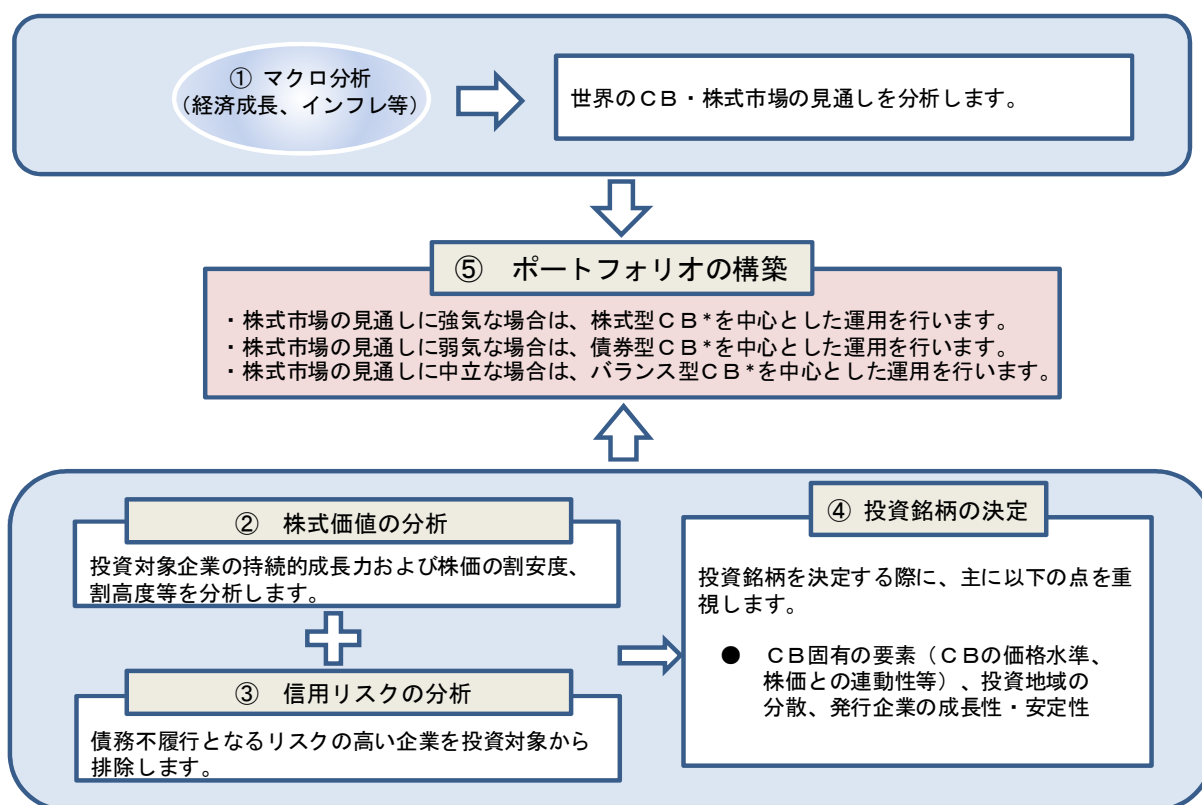
運用プロセス

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、以下にしたがった運用が行えないことがあります。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのインターナショナル株式グループに所属する「グローバルＣＢ運用チーム*」が運用を担当します。

* 詳しくは、後記「（３）運用体制」をご参照ください。



* 詳しくは、後記「●C Bの分類」をご参照ください。

① マクロ分析

マルチ・アセット・ソリューションズ*による経済成長、インフレ、金利、貿易収支、財政、政治等マクロ面からの調査をふまえ、マルチ・アセット・ソリューションズとグローバルC B運用チームが協同して世界のC B・株式市場の見通しを分析します。

② 株式価値の分析

J. P. モルガン・アセット・マネジメントの各地域やグローバルの株式運用グループ*（インターナショナル株式グループを含みます。以下同じ。）がボトムアップ・リサーチした結果をもとに、グローバルC B運用チームが投資対象企業の持続的成長力および株価の割安度、割高度等を分析します。

③ 信用リスクの分析

J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルの債券運用グループ*からの情報を活用し、グローバルC B運用チームが企業の信用リスクを分析し、債務不履行となるリスクの高い企業を投資対象から排除します。

外部調査機関の信用情報に偏重することなく J. P. モルガン・アセット・マネジメント独自の調査を利用し、投資銘柄から債務不履行の可能性のあるものを極力排除します。

④ 投資銘柄の決定

グローバルC B運用チームは、前記②・③の結果を踏まえ、J. P. モルガン・アセット・マネジメントにおける各地域やグローバルの株式運用グループおよびグローバルの債券運用グループの調査結果も参考にし、投資銘柄を決定します。

グローバルC B運用チームは、投資銘柄を決定する際に、主に以下の点を重視します。

- ・ C Bの価格水準、株価との連動性、転換対象となる株式の株価見通し、C Bの発行企業の信用力等のC B固有の要素、投資地域の分散、C Bの発行企業の成長性および安定性等

⑤ ポートフォリオの構築

前記④で決定された銘柄について前記①の分析を参考に、様々な特性を持つC Bを組合せて投

資します。具体的には、株式市場の見通しに強気な場合は株式型CBを中心として、弱気な場合は債券型CBを中心として、中立な場合はバランス型CBを中心として、運用を行い、バランスの取れたポートフォリオの構築を目指します。

* 詳しくは、後記「（３）運用体制」をご参照ください。

<CBには以下のような分類・特徴があります>

● CBの分類

CBには、株価との連動性が高く株式的な特性を持つもの（＝株式型CB）

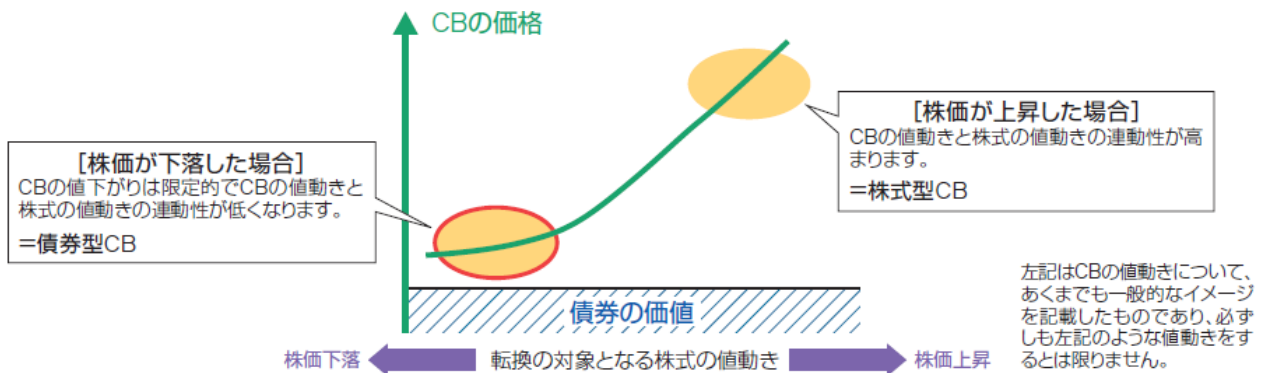
株価との連動性が低く債券的な特性を持つもの（＝債券型CB）

両者の中間的な特性を持つもの（＝バランス型CB）があります。



● CBの値動きの特徴

一般的に、CBの価格は、株価の上昇・下落に伴い、以下のように推移します。また、同時に分類も変わります。



（ESG*投資について）

運用委託先は、マザーファンドの運用プロセスの一環として、財務的に重要な環境、社会、ガバナンス面（企業統治）（ESG）の要素を組み入れています（これらの要素の運用プロセスへの組み入れを「ESGインテグレーション」といいます。以下同じ）。ESGインテグレーションは、銘柄分析と投資判断にESGの要素を体系的に統合するものです。運用プロセスの一環として、運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、環境、社会、ガバナンス面の各要素が、マザーファンドの投資対象の発行会社または国・地域等の発行体に与える影響を評価します。運用委託先のポートフォリオ・マネジャーは、各業界の主要な投資機会とリスクを分析することで、発行会社等にかかるESGの要素のうち財務的に重要性が高い要因を特定し、当該会社等との対話に役立つ重要な問題を確認します。これらの評価は決定的なものではなく、これらの要素により悪影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券に投資を行い保有することがあります。一方、マザーファンドは、これらの要素によりプラスの影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券であっても、それらを売却することや投資しないことがあります。特に、ESGインテグレーションは、マザーファンドの投資目的を変更するものではなく、特定の業種や企業を除外したり、マザーファンドの投資対象を制限したりするものでもありません。マザーファンドは、特定の種類の企業もしくは投資対象を除外したい、または特定のESG目標を実現するファンドを探している投資家のために設計されているものではありません。

* 「ESG」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

為替ヘッジについて

当ファンドの為替ヘッジは、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに所属するグローバルCB運用チーム*のポートフォリオ・マネジャーが判断し、同社の為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が為替ヘッジのための外国為替予約取引を執行します。

* 詳しくは、後記「（３）運用体制」をご参照ください。

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置＞

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」という場合があります。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記の「J Pモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について」をご覧ください。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。

（２）【投資対象】

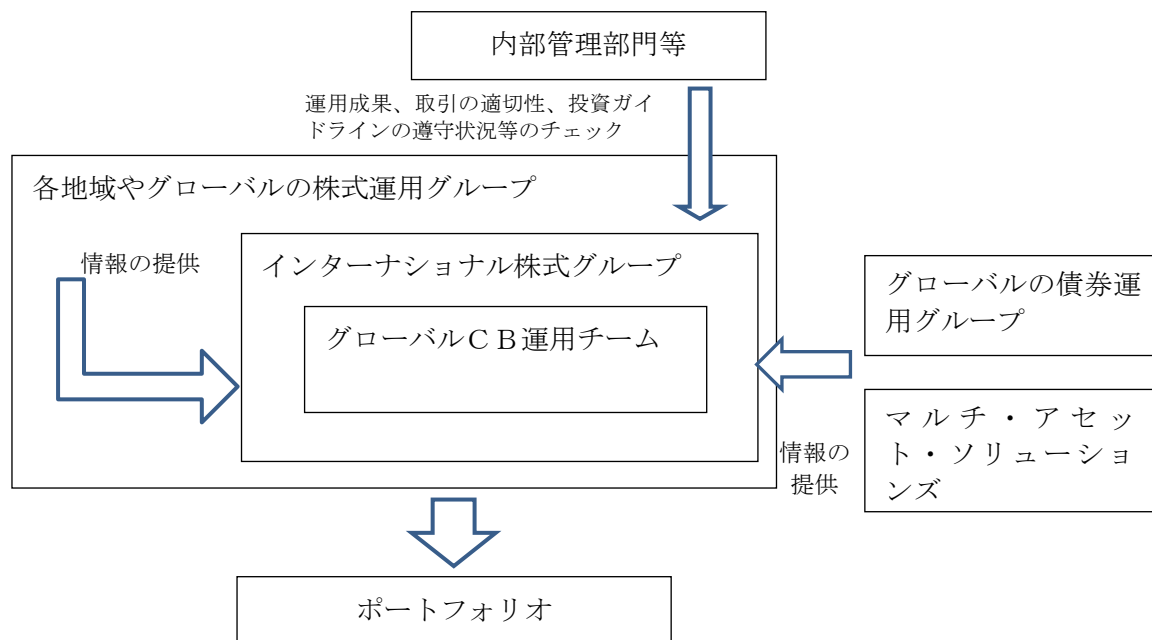
当ファンドの投資対象および運用の指図範囲については、J P Mワールド・CB・オープン約款（以下「信託約款」といいます。）をご参照ください。

（参考）マザーファンドの投資対象

マザーファンドの投資対象および運用の指図範囲については、G I Mワールド・CB・オープン・マザーファンド約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。）をご参照ください。

（３）【運用体制】

- 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制



- ① J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの国際株式グループに所属する「グローバルCB運用チーム」が運用を担当します。
- ② 各地域やグローバルの株式運用グループ、グローバルの債券運用グループおよびマルチ・アセット・ソリューションズは、J．P．モルガン・アセット・マネジメントに属する運用会社間で横断的に組織され、各資産やグローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

インターナショナル株式グループのグローバルCB運用チーム（４名）は他のグループから情報の提供を受け、同チームのJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに所属するポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの実際の投資判断を行います。

- ③ 有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のJ．P．モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。
- ④ JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の内部管理部門等が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。
- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 - ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
- * 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注１）運用体制については、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めたJ．P．モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・ 為替ヘッジにかかる運用体制

為替ヘッジに関しては、当ファンドにおいて、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに所属するグローバルCB運用チームのポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行い、同社の為替取引担当部門が外国為替予約取引を執行します。その場合、同社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

・ 委託会社による、運用委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利息等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。（詳細については、信託約款第48条第１項をご参照ください。）

なお、分配対象額の範囲には分配準備積立金および収益調整金が含まれます。

② 収益分配金の分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

- ① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。
- ② 受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益^{*2}および評価益を含む売買益^{*3}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

*1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) その他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第48条第1項第1号をご参照ください。

*3 信託約款第48条第1項第2号をご参照ください。

(5) 【投資制限】

(イ) 信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、マザーファンド信託約款をご参照ください。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

- ① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式に

かかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に世界各国のCBを投資対象としますので、組入CBの価格の下落や、組入CBの発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。CBの価格は転換先株式の価格変動の影響を受けるため、株式と同様の要因により変動することがあります。マザーファンドは、世界各国のCBで運用します。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、投資対象の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

② 信用リスク

C Bの発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該C Bの価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあり、これがマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落する要因となります。

③ 金利変動リスク

金利の変動がC Bの価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、C Bの価格が下落します。金利変動によるC Bの値動きの幅は、残存期間、発行体、分類等に左右されます。

④ 為替変動リスク

為替相場の変動が投資資産の価値の変動に影響を与えることがあります。当ファンドは、為替ヘッジを弾力的に行いますが、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。また、他通貨ヘッジを行った場合、当該通貨の値動きと主要国通貨の値動きが異なる場合が想定され、これによる為替変動の影響により損失を生じることがあります。

⑤ 流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があります、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、マザーファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

⑥ 当ファンドに特有の流動性リスクに関する留意事項

C Bは市場での売買高が少ない場合があります、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該C Bの価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

⑦ デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、株価・金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。

ます。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑧ カントリーリスク

マザーファンドの投資対象とするC Bの発行体が所在する諸国や、上場または取引されている諸国において以下のようなリスクがある場合があります、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・ 政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面がある場合があります、これらに起因する諸問題がC Bや通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ C B・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があります、その結果取引されるC B・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・ C Bが取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備である場合があります、財務状況等の情報開示の基準が異なることや、また政府当局が様々の規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

⑨ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、運用委託先を変更する場合があります。

⑩ 解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑪ 繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、一部解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑫ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額およびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

⑬ 市場に関する留意点

マザーファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、1つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象もマザーファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、マザーファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡りマザーファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックの期間と影響、それに関連する経済状況と市場状況、および長期にわたる不確実性は、現時点では合理的に見積もることができません。新型コロナウイルスの最終的な影響と、関連する状況がマザーファンドにどの程度影響を与えるかは、今後の状況次第であり非常に不確実なものです。この様な状況は正確に予測することが難しく、かつ頻繁に変わる可能性があります。

⑭ 法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよびマザーファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があります、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

⑮ 外国為替取引の決済リスク

外国為替取引の約定後、売渡通貨を取引相手先に支払ったにもかかわらず、市場における取引の仕組み等により買入通貨を未だ取引相手先から受領できていない状態において、取引相手先の破綻等が生じて買入通貨の一部または全部を受領することができず、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。このような損失を防ぐために、売渡通貨と買入通貨を同時に受け渡す（同時決済）手段を用いる場合がありますが、その場合でもそのような損失の可能性を完全に排除できるものではありません。また、そのような損失を防ぐため同時決済を含む各種の決済手段を用いることで新たな決済コストが発生する場合があります。これにより、信託財産の価値に影響を及ぼす場合があります。

参考情報

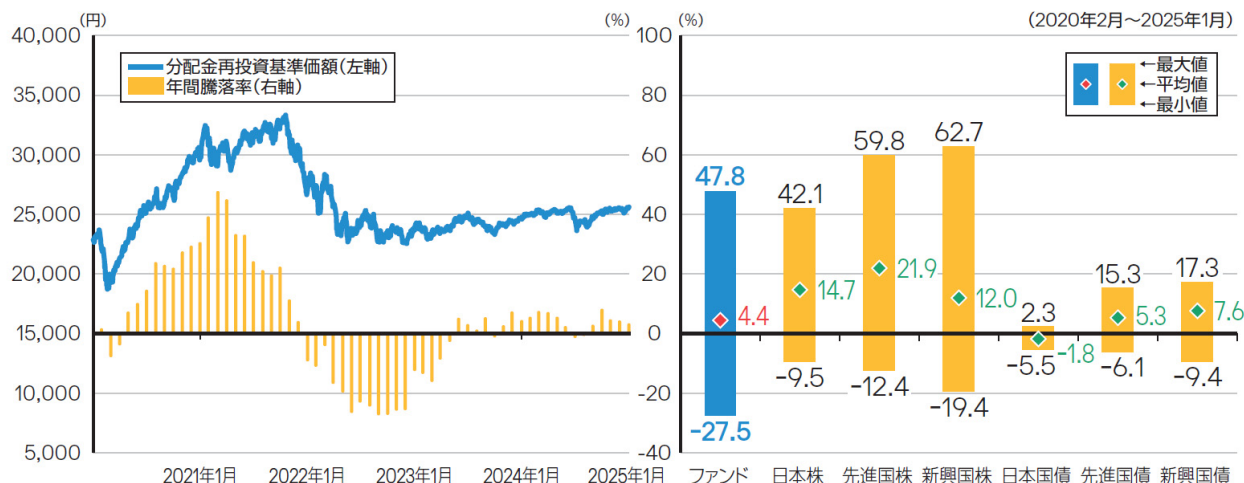
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2020年2月～2025年1月の5年間に、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

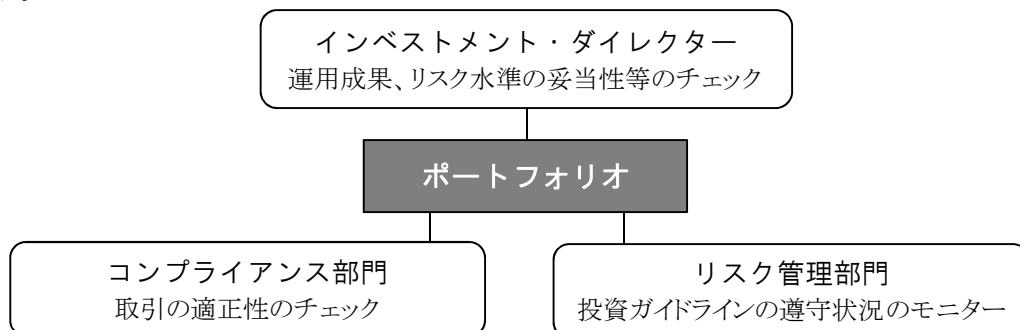
JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

運用委託先におけるリスク管理

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（2024年12月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

流動性リスクの管理

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド*（香港法人）は、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびマザーファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミティは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

* J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、J．P．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないように管理します。

J Pモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含む J Pモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（J Pモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、J Pモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「J Pモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドは J Pモルガンに報酬を支払います。その結果、J Pモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。J Pモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

J Pモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、J Pモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、J Pモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。J Pモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為 一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、

別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれませんが、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、J Pモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、J Pモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社はその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だつてまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおりに、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となる場合があります。

また、J Pモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはJ Pモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。J Pモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、J Pモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。J Pモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと

類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、J Pモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為 J Pモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品とその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。J Pモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、J Pモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でJ Pモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、J Pモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイス業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。J Pモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、J Pモルガンが代理するまたはJ Pモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとする場合があります。また、J Pモルガンのある顧客は、ファンドを含むJ Pモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、J Pモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

J Pモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とJ Pモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、J Pモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加 J Pモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのJ Pモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、J Pモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のJ Pモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・ディフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかは、利益相反となる場合があります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置 アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括 潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。J Pモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、J Pモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりJ Pモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、J Pモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、J Pモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってJ Pモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはJ Pモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度 潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってJ Pモルガンに課せられた投資規制のため、J Pモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約 J Pモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、J Pモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引 ファンドが他のファンドとまたは J P モルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、J P モルガンと、J P モルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、J P モルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、また J P モルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、J P モルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引は J P モルガンに追加の報酬をもたらすため、J P モルガンは利益相反に直面します。J P モルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ECN」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信託義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のある ECN を通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ECN が請求する取引手数料を、ECN に対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

J P モルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、J P モルガンは利益相反に直面することとなります。それは、J P モルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、J P モルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者 ファンドが J P モルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、J P モルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、J P モルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、J P モルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、J P モルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供する J P モルガンの関係会社は、ファンドが J P モルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使 アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（J P モルガンの持株会社である）J P モルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、J P モルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、ア

ドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資 J Pモルガンは、ファンド間の融資またはJ Pモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、J Pモルガンが1つのファンドの利益またはJ Pモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引 J Pモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価 アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス J Pモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、J Pモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待 アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.3%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

- ② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.65%（税抜1.50%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の 配分 (純資産総額 に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.77% (税抜0.70%)	年率0.77% (税抜0.70%)	年率0.11% (税抜0.10%)
	投資判断、受託会社に対する 指図等の運用業務、目論見 書、運用報告書等の開示資料 作成業務、基準価額の計算業 務等の対価	受益者の口座管理業務、収益 分配金・換金代金・償還金の 支払い業務、交付運用報告書 の交付業務、購入後の投資環 境等の情報提供業務等の対価	信託財産の記帳・保管・管理 業務、委託会社からの指図の 執行業務、信託財産の計算業 務等の対価

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬*（信託財産の純資産総額に対し年率0.35%）が含まれています。

* 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）*ならびに外国為替取引にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれてい

ることがあります。

＊ 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

② 外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

＊ 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

④ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記①から④までの費用等を負担します。

前記①から④までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2. 監査費用*を信託財産で負担します。

＊ 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のいずれか少ない額を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年2月末現在適用されるものです。

① 個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コース

で取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 2037年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*¹を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*²となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*²の税率で源泉徴収されます。

*¹ 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*² 2037年12月31日までの税率です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託*¹（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等*²の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失があ

る場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

※1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

※2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（二）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「NISA」の適用対象となります。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 2037年12月31日までの税率です。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報） ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率1.75%	年率1.65%	年率0.10%

対象期間：2024年7月31日～2025年1月30日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年2月20日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,225,064,508	99.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	4,199,694	0.04
合計（純資産総額）		11,229,264,202	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド」です（以下同じ）。

（参考）GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド

(2025年2月20日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	129,630,648	1.15
新株予約権付社債券等	アメリカ	5,626,049,680	50.12
	ドイツ	611,967,675	5.45
	フランス	945,017,361	8.42
	イギリス	3,437,498,178	30.62
	シンガポール	74,267,494	0.66
	小計	10,694,800,388	95.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	400,616,129	3.57
合計（純資産総額）		11,225,047,165	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（注2）株式には優先証券を含みます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年2月20日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド	2,271,728,428	4.9256	11,189,650,772	4.9412	11,225,064,508	99.96

(参考) GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド

(2025年2月20日現在)

順位	国／地域	投資国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	フランス	新株予約権 付社債券等	SAFRAN 0% SAF CB	1,597,258.7	20,980.42	335,111,725	22,087.87	352,800,454	0	2028/4/1	3.14
2	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	UBER TECHNOLOGIES 0% CB	1,951,000	15,716.91	306,637,021	16,894.06	329,603,248	0	2025/12/15	2.94
3	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	SOUTHERN CO 3.875% CB	1,774,000	15,855.50	281,276,600	16,263.70	288,518,106	3.875	2025/12/15	2.57
4	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	DEXCOM 0.25% CB	1,940,000	14,646.00	284,132,561	14,688.92	284,965,227	0.25	2025/11/15	2.54
5	イギリス	中国	新株予約権 付社債券等	GOLDMAN SACHS 0% 1MTN EB	1,400,000	16,158.81	226,223,474	19,950.97	279,313,630	0	2027/5/10	2.49
6	フランス	フランス	新株予約権 付社債券等	SCHNEIDER ELE1.97%SUFCB	1,300,000	20,117.79	261,531,369	20,603.83	267,849,868	1.97	2030/11/27	2.39
7	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	BARCLAYS BK 1% MSFT EB	1,709,000	15,300.70	261,489,022	15,056.17	257,310,033	1	2029/2/16	2.29
8	イギリス	フランス	新株予約権 付社債券等	CITIGROUPGLOBAL0% GMTN EB	1,600,000	16,237.05	259,792,882	15,982.21	255,715,456	0	2028/3/15	2.28
9	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	FIVE9 0.5% CB	1,645,000	14,865.60	244,539,124	14,869.68	244,606,248	0.5	2025/6/1	2.18
10	イギリス	日本	新株予約権 付社債券等	SBIホールディ ングス 0% J UL31 CB	210,000,000	112.90	237,106,800	115.68	242,940,600	0	2031/7/25	2.16
11	イギリス	フランス	新株予約権 付社債券等	STMICRO 0% B CB	1,600,000	14,138.66	226,218,640	14,287.83	228,605,284	0	2027/8/4	2.04
12	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	EXACT SCIENCES 0.375% CB	1,673,000	13,436.96	224,800,480	13,337.82	223,141,846	0.375	2028/3/1	1.99
13	イギリス	日本	新株予約権 付社債券等	高島屋 0% D EC28 CB	170,000,000	128.38	218,261,300	125.74	213,766,500	0	2028/12/6	1.90
14	フランス	フランス	新株予約権 付社債券等	ACCOR SA 0.7% CB	1,034,580	18,862.21	195,144,731	18,626.07	192,701,695	0.7	2027/12/7	1.72
15	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	AKAMAI TECH 0.125% CB	1,048,000	16,470.14	172,607,145	16,432.36	172,211,184	0.125	2025/5/1	1.53
16	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	LIVE NATION 3.125% CB	731,000	22,109.56	161,620,908	23,412.30	171,143,942	3.125	2029/1/15	1.52
17	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	ZILLOW GRP 2.75% CB	939,000	18,912.40	177,587,513	18,169.60	170,612,584	2.75	2025/5/15	1.52
18	イギリス	中国	新株予約権 付社債券等	PING ANINSURANCE0.875% CB	900,000	17,916.36	161,247,247	18,398.71	165,588,456	0.875	2029/7/22	1.48
19	イギリス	日本	新株予約権 付社債券等	サンリオ 0% DEC28 CB	60,000,000	227.76	136,661,400	271.19	162,715,200	0	2028/12/14	1.45
20	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	FORD MOTOR 0% CB	1,112,000	14,762.22	164,155,968	14,584.95	162,184,664	0	2026/3/15	1.44
21	イギリス	スペイン	新株予約権 付社債券等	IBERDROLA 0.8% IBE CB	900,000	17,629.29	158,663,642	17,630.08	158,670,734	0.8	2027/12/7	1.41
22	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	DROPBOX 0% CB	939,000	16,165.84	151,797,316	16,300.88	153,065,280	0	2028/3/1	1.36
23	イギリス	日本	新株予約権 付社債券等	ダイフク 0% SEP28 CB	120,000,000	113.86	136,639,200	126.25	151,500,000	0	2028/9/14	1.35

順位	国／ 地域	投資国 ／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
24	ドイツ	香港	新株予約権 付社債券等	CITIGROUPGLOBAL0% 1299 EB	8,000,000	1,857.02	148,561,780	1,861.87	148,950,380	0	2026/2/26	1.33
25	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	NUTANIX INC 0.25% CB	725,000	19,649.62	142,459,747	20,466.02	148,378,678	0.25	2027/10/1	1.32
26	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	ON SEMICOND 0% CB	802,000	17,999.88	144,359,078	18,378.61	147,396,508	0	2027/5/1	1.31
27	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	CMS ENERGY 3.375% CB	915,000	15,599.18	142,732,544	16,056.95	146,921,165	3.375	2028/5/1	1.31
28	アメリカ	アメリカ	新株予約権 付社債券等	COINBASE GLOBAL 0.5% CB	885,000	16,744.44	148,188,368	16,048.34	142,027,840	0.5	2026/6/1	1.27
29	イギリス	スペイン	新株予約権 付社債券等	CELLNEX 0.5% CLNX CB	800,000	16,587.55	132,700,461	16,504.02	132,032,237	0.5	2028/7/5	1.18
30	フランス	フランス	新株予約権 付社債券等	BNP PARIBAS 0% . CB	600,000	20,205.73	121,234,431	21,944.22	131,665,344	0	2025/5/13	1.17

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。
 なお、「投資国/地域」は、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有
 価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地
 域」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(2025年2月20日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.96

(参考) G I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド

(2025年2月20日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	公益事業	1.15
新株予約権付社債券等	—	—	95.28

(注) 株式には優先証券を含みます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
28期	(2015年7月30日)	17,322	18,174	1.0162	1.0662
29期	(2016年2月1日)	20,253	20,339	0.9439	0.9479
30期	(2016年8月1日)	19,810	19,899	0.8927	0.8967
31期	(2017年1月30日)	20,036	20,140	0.9622	0.9672
32期	(2017年7月31日)	19,719	19,800	0.9802	0.9842
33期	(2018年1月30日)	18,667	18,850	1.0186	1.0286
34期	(2018年7月30日)	16,851	16,902	0.9970	1.0000
35期	(2019年1月30日)	15,328	15,378	0.9348	0.9378
36期	(2019年7月30日)	15,143	15,189	0.9791	0.9821
37期	(2020年1月30日)	13,878	14,115	0.9974	1.0144
38期	(2020年7月30日)	13,598	14,547	1.0321	1.1041
39期	(2021年2月1日)	12,901	14,865	1.0511	1.2111
40期	(2021年7月30日)	13,213	14,620	1.0054	1.1124
41期	(2022年1月31日)	10,919	10,944	0.8623	0.8643
42期	(2022年8月1日)	11,210	11,254	0.7671	0.7701
43期	(2023年1月30日)	13,075	13,127	0.7552	0.7582
44期	(2023年7月31日)	13,456	13,490	0.7869	0.7889
45期	(2024年1月30日)	12,534	12,582	0.7769	0.7799
46期	(2024年7月30日)	11,797	11,828	0.7742	0.7762
47期	(2025年1月30日)	11,095	11,137	0.7970	0.8000
	2024年2月末日	12,472	—	0.7839	—
	2024年3月末日	12,553	—	0.7952	—
	2024年4月末日	12,416	—	0.7894	—
	2024年5月末日	12,278	—	0.7874	—
	2024年6月末日	12,269	—	0.7952	—
	2024年7月末日	11,755	—	0.7701	—
	2024年8月末日	11,502	—	0.7630	—
	2024年9月末日	11,584	—	0.7736	—
	2024年10月末日	11,720	—	0.7905	—
	2024年11月末日	11,671	—	0.7915	—
	2024年12月末日	11,592	—	0.7991	—
	2025年1月末日	11,144	—	0.7988	—
	2025年2月20日	11,229	—	0.8072	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
28期	0.0500
29期	0.0040
30期	0.0040
31期	0.0050
32期	0.0040
33期	0.0100
34期	0.0030
35期	0.0030
36期	0.0030
37期	0.0170
38期	0.0720
39期	0.1600
40期	0.1070
41期	0.0020
42期	0.0030
43期	0.0030
44期	0.0020
45期	0.0030
46期	0.0020
47期	0.0030

③【収益率の推移】

期	収益率 (%)
28期	3.1
29期	△6.7
30期	△5.0
31期	8.3
32期	2.3
33期	4.9
34期	△1.8
35期	△5.9
36期	5.1
37期	3.6
38期	10.7
39期	17.3
40期	5.8
41期	△14.0
42期	△10.7
43期	△1.2
44期	4.5
45期	△0.9
46期	△0.1
47期	3.3

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	残存口数 (口)
28期	4,941,915,491	1,213,720,820	17,046,949,968
29期	5,422,604,425	1,011,769,845	21,457,784,548
30期	1,837,424,549	1,103,941,157	22,191,267,940
31期	902,314,885	2,268,944,720	20,824,638,105
32期	2,652,475,817	3,358,340,803	20,118,773,119
33期	1,640,315,256	3,432,561,099	18,326,527,276
34期	655,828,938	2,081,062,289	16,901,293,925
35期	437,873,216	940,634,647	16,398,532,494
36期	561,864,877	1,493,851,656	15,466,545,715
37期	528,148,826	2,079,897,662	13,914,796,879
38期	646,727,143	1,385,365,213	13,176,158,809
39期	1,097,352,900	1,999,583,997	12,273,927,712
40期	2,712,924,166	1,843,941,282	13,142,910,596
41期	2,115,585,960	2,595,906,287	12,662,590,269
42期	3,141,382,225	1,189,094,194	14,614,878,300
43期	3,184,534,056	486,442,304	17,312,970,052
44期	1,446,158,413	1,659,584,991	17,099,543,474
45期	436,462,877	1,401,020,622	16,134,985,729
46期	277,190,385	1,174,135,508	15,238,040,606
47期	229,012,307	1,545,327,811	13,921,725,102

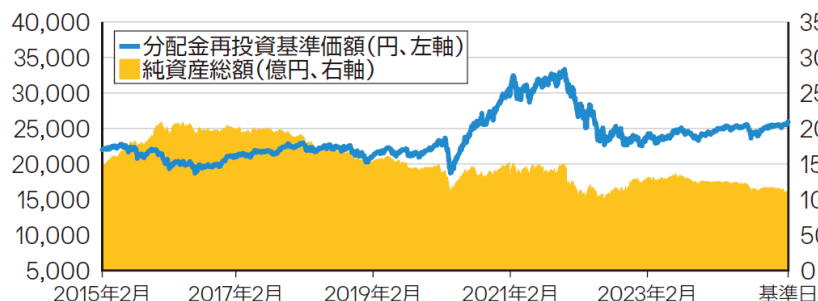
(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

＜参考情報＞

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年2月20日	設定日	2001年9月28日
純資産総額	112億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
43期	2023年1月	30
44期	2023年7月	20
45期	2024年1月	30
46期	2024年7月	20
47期	2025年1月	30
	設定来累計	12,200

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率※1
米ドル	61.0%
ユーロ	21.4%
日本円	11.2%
香港ドル	2.1%
シンガポールドル	0.7%

*ベビーフンドにおいて、為替ヘッジを行っています。

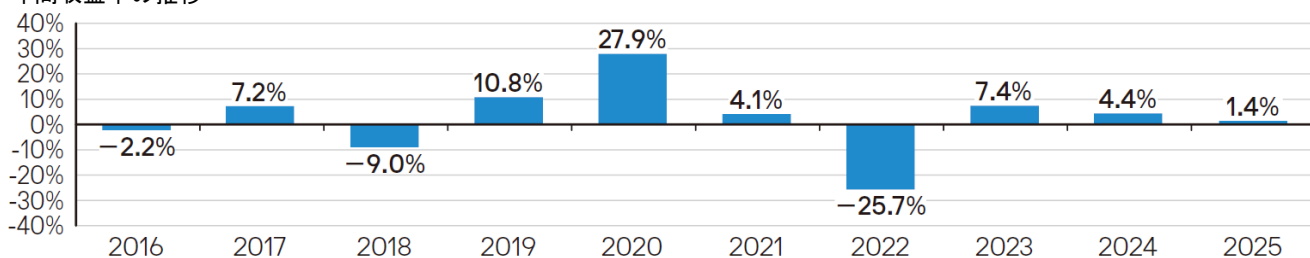
国（地域）別構成状況

投資国/地域※2	投資比率※1
アメリカ	47.3%
フランス	14.5%
日本	11.2%
中国	8.9%
ドイツ	3.5%
その他	11.0%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域※2	通貨	投資比率※1
1	サフラン	CB	0.000	2028/4/1	フランス	ユーロ	3.1%
2	ウーバー・テクノロジーズ	CB	0.000	2025/12/15	アメリカ	米ドル	2.9%
3	サザン	CB	3.875	2025/12/15	アメリカ	米ドル	2.6%
4	デクスコム	CB	0.250	2025/11/15	アメリカ	米ドル	2.5%
5	ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナル	CB	0.000	2027/5/10	中国	米ドル	2.5%
6	シュナイダーエレクトリック	CB	1.970	2030/11/27	フランス	ユーロ	2.4%
7	パークレイズ銀行	CB	1.000	2029/2/16	アメリカ	米ドル	2.3%
8	シティグループ・グローバル	CB	0.000	2028/3/15	フランス	ユーロ	2.3%
9	ファイブ9	CB	0.500	2025/6/1	アメリカ	米ドル	2.2%
10	SBIホールディングス	CB	0.000	2031/7/25	日本	日本円	2.2%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

*2025年の年間収益率は前年末営業日から2025年2月20日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、JPMワールド・CB・オープンです。

- ・運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。
- ・CBとは新株予約権付社債券等のことです。

※1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

※2 「投資国/地域」は、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

③ 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

④ 受渡方法

（a）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として、購入の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑥ 申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた際に、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託会社が判断した場合等を含みます。）があるときは、委託会社は取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

委託会社は、当ファンドにかかる信託財産の規模が委託会社が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなるおそれがあると判断した場合、受益権の取得申込みの受付の全部または一部を停止すること

ができます。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 換金単位

1口単位または1円単位とします。

④ 受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

⑤ 受付時間

原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑥ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 ①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月31日から7月30日までおよび7月31日から翌年1月30日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年1月30日および7月30日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5) 【その他】

① 信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより当ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記 d. により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 c. の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「②信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書(全体版)のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書(全体版)にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書(全体版)にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス : am.jpmorgan.com/jp

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として毎計算期間終

了日から起算して5営業日目)までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票(当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの)を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとしします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとしします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了等」または「②信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 47 期計算期間（2024 年 7 月 31 日から 2025 年 1 月 30 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 4 日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 見 昂 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている J P M ワールド・C B ・オープン の 2024 年 7 月 31 日から 2025 年 1 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P M ワールド・C B ・オープン の 2025 年 1 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【JPMワールド・CB・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第46期 (2024年7月30日現在)	第47期 (2025年1月30日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,677,329,847	11,149,055,889
派生商品評価勘定	261,380,060	91,667,220
未収入金	8,989,994	21,129,722
流動資産合計	11,947,699,901	11,261,852,831
資産合計	11,947,699,901	11,261,852,831
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,390,863	5,559,275
未払収益分配金	30,476,081	41,765,175
未払解約金	8,989,994	21,129,722
未払受託者報酬	6,772,508	6,420,593
未払委託者報酬	94,815,105	89,888,218
その他未払費用	1,354,443	1,284,057
流動負債合計	149,798,994	166,047,040
負債合計	149,798,994	166,047,040
純資産の部		
元本等		
元本	※1 15,238,040,606	※1 13,921,725,102
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	※2 △3,440,139,699	※2 △2,825,919,311
元本等合計	11,797,900,907	11,095,805,791
純資産合計	11,797,900,907	11,095,805,791
負債純資産合計	11,947,699,901	11,261,852,831

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第46期 (自 2024年 1 月31日 至 2024年 7 月30日)	第47期 (自 2024年 7 月31日 至 2025年 1 月30日)
営業収益		
有価証券売買等損益	530,893,959	579,271,848
為替差損益	△426,009,320	△102,567,790
営業収益合計	104,884,639	476,704,058
営業費用		
受託者報酬	6,772,508	6,420,593
委託者報酬	※1 94,815,105	※1 89,888,218
その他費用	1,822,624	1,822,548
営業費用合計	103,410,237	98,131,359
営業利益又は営業損失 (△)	1,474,402	378,572,699
経常利益又は経常損失 (△)	1,474,402	378,572,699
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,474,402	378,572,699
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	13,598,197	21,251,120
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△3,600,421,364	△3,440,139,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	261,901,850	348,821,644
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	261,901,850	348,821,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,020,309	50,157,660
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,020,309	50,157,660
分配金	※2 30,476,081	※2 41,765,175
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,440,139,699	△2,825,919,311

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第46期 (2024年7月30日現在)	第47期 (2025年1月30日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第46期 (2024年7月30日現在)	第47期 (2025年1月30日現在)
※1 期首元本額	16,134,985,729円	15,238,040,606円
期中追加設定元本額	277,190,385円	229,012,307円
期中一部解約元本額	1,174,135,508円	1,545,327,811円
※2 元本の欠損	3,440,139,699円	2,825,919,311円
受益権の総数	15,238,040,606口	13,921,725,102口
1口当たりの純資産額	0.7742円	0.7970円
(1万口当たりの純資産額)	(7,742円)	(7,970円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第46期 (自 2024年1月31日 至 2024年7月30日)	第47期 (自 2024年7月31日 至 2025年1月30日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	－円	40,077,825円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	120,846,160円	82,677,116円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	120,846,160円	122,754,941円
当ファンドの期末残存口数	15,238,040,606口	13,921,725,102口
1万口当たり収益分配対象額	79.30円	88.17円
1万口当たり分配金額	20.00円	30.00円
収益分配金金額	30,476,081円	41,765,175円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券およびデリバティブ取引であります。 G I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的ならびに外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

	第46期 (2024年7月30日現在)	第47期 (2025年1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第46期 (2024年7月30日現在)	第47期 (2025年1月30日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	453,669,433	544,594,169
合計	453,669,433	544,594,169

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第46期 (2024年 7月30日現在)				第47期 (2025年 1月30日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	297,860,066	—	292,021,334	△5,838,732	538,218,697	—	534,440,441	△3,778,256
	ユーロ	—	—	—	—	234,212,548	—	232,431,529	△1,781,019
	売建								
	アメリカドル	4,014,519,632	—	3,858,242,968	156,276,664	4,775,717,681	—	4,711,032,109	64,685,572
	ユーロ	2,550,563,063	—	2,447,011,798	103,551,265	1,661,946,197	—	1,634,964,549	26,981,648
合計		6,862,942,761	—	6,597,276,100	253,989,197	7,210,095,123	—	7,112,868,628	86,107,945

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2025年 1月30日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	G I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド	2,263,583,849	11,149,055,889	
合計			2,263,583,849	11,149,055,889	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

(参考)

当ファンドは「GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年7月30日現在)	(2025年1月30日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		396,379,294	324,127,545
金銭信託		31,229,905	—
コール・ローン		—	55,089,624
株式		343,849,784	135,127,474
社債券		10,897,397,647	10,637,763,351
派生商品評価勘定		—	205,343
未収利息		16,201,779	14,383,331
前払費用		1,180,835	3,560,104
流動資産合計		11,686,239,244	11,170,256,772
資産合計		11,686,239,244	11,170,256,772
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		21,228	—
未払解約金		8,989,994	21,129,722
流動負債合計		9,011,222	21,129,722
負債合計		9,011,222	21,129,722
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,484,855,481	2,263,583,849
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		9,192,372,541	8,885,543,201
元本等合計		11,677,228,022	11,149,127,050
純資産合計		11,677,228,022	11,149,127,050
負債純資産合計		11,686,239,244	11,170,256,772

(注) 「GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド」の計算期間は、毎年1月31日から翌年1月30日まで(計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで)であり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年 7 月30日現在)	(2025年 1 月30日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年 7 月 30日現在)	(2025年 1 月 30日現在)
※ 1 期首元本額	2,830,124,740円	2,484,855,481円
期中追加設定元本額	46,583,312円	205,077,150円
期中解約元本額	391,852,571円	426,348,782円
元本の内訳 (注)		
JPMワールド・CB・オープン	2,484,855,481円	2,263,583,849円
合 計	2,484,855,481円	2,263,583,849円
受益権の総数	2,484,855,481口	2,263,583,849口
1 口当たりの純資産額	4.6994円	4.9254円
(1 万口当たりの純資産額)	(46,994円)	(49,254円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1) 運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2) リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3) 当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

	(2024年7月30日現在)	(2025年1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年7月30日現在)	(2025年1月30日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	46,487,572	11,679,589
社債券	△168,878,913	331,414,151
合計	△122,391,341	343,093,740

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	(2024年 7 月30日現在)				(2025年 1 月30日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建								
	アメリカドル	150,000,000	—	150,021,228	△21,228	62,643,998	—	62,438,655	205,343
合計		150,000,000	—	150,021,228	△21,228	62,643,998	—	62,438,655	205,343

- (注) 1. 為替予約の時価の算定方法
- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（2025年 1 月30日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	NEXTERA ENERGY 6.926% PFD	21,226	41.13	873,142.12	*
小計	銘柄数：	1		873,142.12	
				(135,127,474)	
	組入時価比率：	1.2%		100.0%	
合計				135,127,474	
				(135,127,474)	

- (注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。
- (注) 備考欄の*の銘柄は優先証券であることを表しております。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	レゾナック ホールディングス 0% CB		110,000,000	122,103,300	
		イビデン 0% MAR 31 CB		70,000,000	68,355,700	
		関西ペイント 0% MAR 31 CB		90,000,000	91,278,000	
		JFEホールディングス 0% SEP 28 CB		60,000,000	59,100,600	
		ダイフク 0% SEP 28 CB		120,000,000	136,639,200	
		太陽誘電 0% OCT 30 CB		80,000,000	77,254,400	
		サンリオ 0% DEC 28 CB		60,000,000	136,661,400	
		高島屋 0% DEC 28 CB		170,000,000	218,261,300	
		SBIホールディングス 0% JUL 31 CB		210,000,000	237,106,800	
		ANAホールディングス 0% DEC 31 CB		120,000,000	130,881,600	
	計	銘柄数 :	10	1,090,000,000	1,277,642,300	
		組入時価比率 :	11.5%		12.0%	
	アメリカドル	AIRBNB 0% CB		519,000.00	490,013.85	
		AKAMAI TECH 0.125% CB		1,048,000.00	1,142,110.40	
		AKAMAI TECH 0.375% CB		361,000.00	373,479.77	
		ALNYLAM PHARMACE 1% CB		749,000.00	866,555.55	
		AMERICAN WATER 3.625% CB		774,000.00	764,820.36	
		BARCLAYS BK 1% MSFT EB		1,709,000.00	1,730,225.78	
		BIOMARIN PHARM 1.25% CB		475,000.00	443,422.00	
		BOOKING HLDGS 0.75% CB		369,000.00	926,260.11	
		CARNIVAL CORP 5.75% CB		157,000.00	347,404.89	
		CENTERPOINT NRG 4.25% CB		757,000.00	777,719.09	
		CMS ENERGY 3.375% CB		915,000.00	944,435.55	
		COINBASE GLOBAL 0.5% CB		885,000.00	980,535.75	
		DEXCOM 0.25% CB		1,940,000.00	1,880,054.00	
		DROPBOX 0% CB		1,274,000.00	1,362,759.58	
		ETSY 0.125% CB		480,000.00	468,412.80	
		EXACT SCIENCES 0.375% CB		1,673,000.00	1,487,464.30	
		FIVE9 0.5% CB		1,645,000.00	1,618,071.35	
		FORD MOTOR 0% CB		1,112,000.00	1,086,190.48	
		GOLDMAN SACHS 0% 1MTN EB		1,400,000.00	1,496,880.00	
		GOLDMAN SACHS 0% 700 EB		300,000.00	354,591.00	
		HALOZYME 1% CB		690,000.00	811,446.90	
		HON HAI PREC 0% CB		400,000.00	438,012.00	
		HYNIX 1.75% CB		200,000.00	383,044.00	
		INSULET 0.375% CB		626,000.00	822,964.64	
		IONIS PHARMACEUT1.75% CB		224,000.00	217,286.72	
		ITRON 0% CB		368,000.00	379,098.88	
		JAZZ 2% CB		400,000.00	408,680.00	
		LENOVO GRP 2.5% CB		400,000.00	498,856.00	
		LIVE NATION 3.125% CB		731,000.00	1,069,416.45	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		LUMENTUM HLDGS 1.5% CB		557,000.00	741,517.39	
		MIDDLEBY CORP 1% CB		536,000.00	716,814.24	
		NUTANIX INC 0.25% CB		725,000.00	942,630.50	
		ON SEMICON 0% CB		802,000.00	955,198.04	
		PG&E 4.25% CB		697,000.00	710,730.90	
		PING ANINSURANCE0.875%CB		600,000.00	695,514.00	
		SAREPTATHERAPEU 1.25% CB		503,000.00	542,279.27	
		SEA 2.375% CB		550,000.00	760,259.50	
		SEAGATE HDD CAYM 3.5% CB		565,000.00	745,997.75	
		SHOPIFY 0.125% CB		720,000.00	752,277.60	
		SOUTHERN CO 3.875% CB		1,774,000.00	1,861,156.62	
		SOUTHWEST 1.25% CB		468,000.00	471,706.56	
		SPOTIFY 0% CB		607,000.00	712,144.54	
		STMICRO 0% B CB		1,600,000.00	1,496,848.00	
		TRIP.COM GROUP 1.5% EB		742,000.00	806,479.80	
		TYLER TECH 0.25% CB		242,000.00	305,871.06	
		UBER TECHNOLOGIES 0% CB		1,951,000.00	2,028,961.96	
		XERO 1.625% CB		400,000.00	480,724.00	
		XIAOMI BEST TIME 0% CB		600,000.00	712,146.00	
		ZILLOW GRP 2.75% CB		939,000.00	1,175,064.60	
		ZSCALER 0.125% CB		383,000.00	520,060.38	
	計	銘柄数 :	50	38,542,000.00	42,704,594.91	
					(6,608,963,108)	
		組入時価比率 :	59.3%		62.1%	
	ユーロ	ACCOR SA 0.7% CB		1,034,580.00	1,238,227.99	
		AMADEUS IT 1.5% CB		200,000.00	262,738.00	
		ANLLIAN CAPITAL 2 0% CB		300,000.00	319,530.00	
		BNP PARIBAS 0% . CB		600,000.00	769,254.00	
		CAMPARI MILANO 2.375% CB		500,000.00	473,445.00	
		CELLNEX 0.5% CLNX CB		800,000.00	842,008.00	
		CITIGROUPGLOBAL0%GMTN EB		1,600,000.00	1,648,432.00	
		GBL 2.125% EB		800,000.00	790,888.00	
		IBERDROLA 0.8% IBE CB		900,000.00	1,006,749.00	
		INTL AIR 1.125% IAG CB		200,000.00	256,654.00	
		LEG IMMO 1% CB		800,000.00	800,536.00	
		LUFTHANSA 2% LHA CB		300,000.00	298,728.00	
		MTU AERO 0.05% MTX CB		300,000.00	314,886.00	
		PIRELLI & C SPA 0% CB		700,000.00	741,783.00	
		SAFRAN 0% SAF CB		1,597,258.70	2,126,343.43	
		SCHNEIDER ELE1.97%SUFPCB		1,300,000.00	1,659,463.00	
		SPIE SA 2% CB		400,000.00	448,256.00	
		TUI AG 1.95% CB		600,000.00	693,378.00	
		ZALANDO 0.05% A CB		400,000.00	392,888.00	
	計	銘柄数 :	19	13,331,838.70	15,084,187.42	
					(2,433,682,798)	
		組入時価比率 :	21.8%		22.9%	
	香港ドル	CITIGROUPGLOBAL0%1299 EB		8,000,000.00	7,646,000.00	
		ZHONGSHENG 0% CB		4,000,000.00	4,616,440.00	
	計	銘柄数 :	2	12,000,000.00	12,262,440.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
					(243,532,058)	
		組入時価比率：	2.2%		2.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE AIR 1.625 CB		500,000.00	644,890.00	
	計	銘柄数：	1	500,000.00	644,890.00	
					(73,943,087)	
		組入時価比率：	0.7%		0.7%	
	小計				10,637,763,351	
					(9,360,121,051)	
	合計				10,637,763,351	
					(9,360,121,051)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年2月20日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	11,259,379,509	円
II 負債総額	30,115,307	円
III 純資産総額(I－II)	11,229,264,202	円
IV 発行済口数	13,912,045,776	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.8072	円

(参考) GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド

(2025年2月20日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	11,298,605,548	円
II 負債総額	73,558,383	円
III 純資産総額(I－II)	11,225,047,165	円
IV 発行済口数	2,271,728,428	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	4.9412	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（2025年2月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

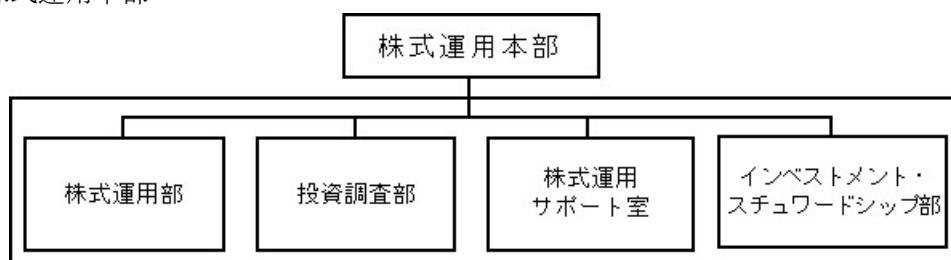
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- （a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室およびインベストメント・スチュワードシップ部で構成されます。
- （b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- （d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。
- （e）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。
 - 1. スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。
 - 2. スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。

ます。

3. スチュワードシップ活動に関して、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

(ロ) 前記 (イ) 以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

(注) 前記 (イ) および (ロ) の意思決定機構、組織名称等は、2025年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2025年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	45	825,625
公募単位型株式投資信託	—	—
公募追加型債券投資信託	—	—
公募単位型債券投資信託	—	—
私募投資信託	71	5,127,477
総合計	116	5,953,102
親投資信託	41	—

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第35期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月6日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2023年 3 月 31 日)	第34期 (2024年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,854,232	16,673,933
前払費用	10,057	10,082
未収入金	1,077	1,603
未収委託者報酬	1,906,906	1,987,338
未収収益	1,148,869	3,061,883
関係会社短期貸付金	100,000	—
その他	280	15,682
流動資産合計	21,021,423	21,750,524
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	548,702	681,717
敷金保証金	33,657	37,171
前払年金費用	212,429	228,037
繰延税金資産	877,589	1,039,201
その他	5,500	5,500
投資その他の資産合計	1,737,878	2,051,627
固定資産合計	1,737,878	2,051,627
資産合計	22,759,301	23,802,152

(単位：千円)

	第33期 (2023年 3 月 31 日)	第34期 (2024年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	172,530	213,331
未払金	1,496,536	2,978,383
未払手数料	859,337	906,271
その他未払金	637,198	2,072,111
未払費用	159,983	132,370
未払法人税等	331,240	1,292,546
賞与引当金	867,476	1,173,672
役員賞与引当金	53,851	97,026
流動負債合計	3,081,619	5,887,331
固定負債		
長期末払金	234,648	242,772
賞与引当金	729,216	789,791
役員賞与引当金	114,927	140,155
固定負債合計	1,078,793	1,172,719
負債合計	4,160,412	7,060,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,347,039	13,490,425
利益剰余金合計	15,380,716	13,524,101
株主資本合計	18,598,716	16,742,101
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	173	—
評価・換算差額等合計	173	—
純資産合計	18,598,889	16,742,101
負債・純資産合計	22,759,301	23,802,152

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,324,813	10,499,412
運用受託報酬	7,542,468	10,370,840
業務受託報酬	2,566,610	2,744,580
その他営業収益	240,482	277,179
営業収益合計	20,674,375	23,892,013
営業費用		
支払手数料	5,189,809	5,192,430
広告宣伝費	146,804	102,192
調査費	1,909,927	3,404,975
委託調査費	1,562,850	3,023,575
調査費	333,567	377,411
図書費	13,508	3,988
委託計算費	256,679	269,987
営業雑経費	161,211	133,374
通信費	12,491	6,615
印刷費	109,847	96,034
協会費	38,873	30,724
営業費用合計	7,664,433	9,102,961
一般管理費		
給料	5,188,544	5,707,205
役員報酬及び賞与	321,404	338,638
給料・手当	3,037,732	2,999,251
賞与	1,012,802	1,127,025
賞与引当金繰入額	750,056	1,172,792
役員賞与引当金繰入額	66,548	69,497
福利厚生費	376,603	387,162
交際費	7,936	9,346
寄付金	10,261	456
旅費交通費	96,976	140,310
租税公課	135,661	171,364
不動産関連費用	1,097,659	879,560
退職給付費用	202,450	215,497
退職金	133,286	91,987
消耗器具備品費	19,816	7,934
事務委託費	183,364	221,828
関係会社等配賦経費	2,394,646	2,431,843
減価償却費	294	—
諸経費	79,798	71,029
一般管理費合計	9,927,302	10,335,527
営業利益	3,082,640	4,453,525

(単位：千円)

		第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
営業外収益			
受取配当金	※1	25	250,008
投資有価証券売却益		33	544
受取利息	※1	2,269	92
その他営業外収益		29,202	32,909
営業外収益合計		31,530	283,554
営業外費用			
投資有価証券売却損		284,331	178
為替差損		179,805	57,620
その他営業外費用		187	89
営業外費用合計		464,324	57,887
経常利益		2,649,846	4,679,192
税引前当期純利益		2,649,846	4,679,192
法人税、住民税及び事業税		1,015,667	1,697,341
法人税等調整額		△37,516	△161,534
法人税等合計		978,151	1,535,806
当期純利益		1,671,695	3,143,385

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	16,475,344	16,509,020	19,727,020
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,800,000	△2,800,000	△2,800,000
当期純利益	—	—	—	—	1,671,695	1,671,695	1,671,695
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,128,304	△1,128,304	△1,128,304
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△117,348	△117,348	19,609,672
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△2,800,000
当期純利益	—	—	1,671,695
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	117,521	117,521	117,521
当期変動額合計	117,521	117,521	△1,010,782
当期末残高	173	173	18,598,889

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△5,000,000	△5,000,000	△5,000,000
当期純利益	—	—	—	—	3,143,385	3,143,385	3,143,385
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,856,614	△1,856,614	△1,856,614
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	173	173	18,598,889
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△5,000,000
当期純利益	—	—	3,143,385
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	△173	△173	△173
当期変動額合計	△173	△173	△1,856,787
当期末残高	—	—	16,742,101

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
関係会社からの受取利息	2,269千円	92千円
関係会社からの受取配当金	一千円	250,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,800,000	49,764	2022年3月31日	2022年6月28日

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,000,000	88,865	2023年3月31日	2023年6月28日

(リース取引関係)

第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)		第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,859千円	1年以内	1,651千円
1年超	4,493千円	1年超	2,340千円
合計	6,352千円	合計	3,991千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドへの短期貸付を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、3ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほぼないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

第33期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	234,648	234,648	—
負債計	234,648	234,648	—

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」「関係会社短期貸付金」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	544,463

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	242,772	242,772	—
負債計	242,772	242,772	—

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	681,717

（2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品
第33期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期末払金	—	234,648	—	234,648
負債計	—	234,648	—	234,648

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期末払金	—	242,772	—	242,772
負債計	—	242,772	—	242,772

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期末払金」

長期末払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,854,232	—	—	—
未収委託者報酬	1,906,906	—	—	—
未収収益	1,148,869	—	—	—
関係会社短期貸付金	100,000	—	—	—
合計	21,010,008	—	—	—

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	16,673,933	—	—	—
未収委託者報酬	1,987,338	—	—	—
未収収益	3,061,883	—	—	—
合計	21,723,155	—	—	—

(有価証券関係)

1. 関係会社株式

関係会社株式 (第33期の貸借対照表計上額は60,000千円、第34期の貸借対照表計上額は60,000千円) については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期 (2023年3月31日)

投資有価証券 (合同会社出資金) (貸借対照表計上額 544,463千円) については市場価格のない株式等と認められるため、次表には記載しておりません。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	2,405	2,000	405
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	1,833	1,989	△155
合計		4,239	3,989	250

第34期 (2024年3月31日)

投資有価証券 (合同会社出資金) (貸借対照表計上額 681,717千円) については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	2,200,000	33	△284,331

第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	3,985	544	△178

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,561,511	1,552,554
勤務費用	156,871	152,793
利息費用	7,808	17,854
数理計算上の差異の発生額	△786	101,633
退職給付の支払額	△172,850	△95,278
退職給付債務の期末残高	1,552,554	1,729,556

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	1,780,406	1,813,116
期待運用収益	5,341	9,972
数理計算上の差異の発生額	33,342	151,080
事業主からの拠出額	166,877	168,000
退職給付の支払額	△172,850	△95,278
年金資産の期末残高	1,813,116	2,046,891

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,552,554	1,729,556
年金資産	△1,813,116	△2,046,891
	△260,562	△317,334
未認識数理計算上の差異	48,133	89,297
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△212,429	△228,037
前払年金費用	△212,429	△228,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△212,429	△228,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	156,871	152,793
利息費用	7,808	17,854
期待運用収益	△5,341	△9,972
数理計算上の差異の費用処理額	△15,657	△8,283
過去勤務債務の費用処理額	—	—
その他(注1)	5,425	7,313
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用(注2)	149,106	159,705

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
債券	29%	31%
現金及び預金等	71%	69%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	0.50%	1.15%
長期期待運用収益率	0.30%	0.55%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第33期事業年度53,343千円、第34期事業年度55,792千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
賞与引当金	473,755	585,906
未払費用	119,056	110,803
未払事業税	25,819	72,564
長期前払費用	119,205	119,206
減価償却超過額	204,658	220,363
その他	5,772	5,741
繰延税金資産小計	948,268	1,114,582
評価性引当額	△5,556	△5,556
繰延税金資産合計	942,712	1,109,026
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	△65,122	△69,825
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	877,589	1,039,201

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 (2023年3月31日)	第34期 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.20%	3.89%
外国子会社配当等永久に益金に算入されない項目	—	△1.64%
住民税等均等割	0.09%	0.05%
過年度法人税等	△0.01%	△0.12%
その他	0.00%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.90%	32.82%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第33期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,324,813	7,511,402	2,566,610	240,482	20,643,309
成功報酬	—	31,066	—	—	31,066
合計	10,324,813	7,542,468	2,566,610	240,482	20,674,375

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,499,412	9,138,462	2,744,580	277,179	22,659,635
成功報酬	—	1,232,378	—	—	1,232,378
合計	10,499,412	10,370,840	2,744,580	277,179	23,892,013

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,324,813	7,542,468	2,566,610	240,482	20,674,375

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
11,669,935	3,217,990	5,786,449	20,674,375

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,196,350	資産運用業

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,499,412	10,370,840	2,744,580	277,179	23,892,013

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
13,679,111	3,389,037	6,823,865	23,892,013

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,364,483	資産運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第33期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	215,530 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	—	—	未払金	438,743

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー(以下、「親会社」という。)により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファン・ド・リミテッド	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	3,500千円	外国投資 信託の管理 会社としての業務	所有 直接 100%	資金の貸借等 及び役員の兼任	資金の貸付(注)	1,600,000	関係会社 短期貸付金	100,000
							資金の回収	2,500,000		
							受取利息	2,269	未収収益	1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	2,818,164	未収収益	239,199
							調査費	1,228,359	未払費用	71,549

(注1) 取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	240,253 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	—	—	未払金	469,971

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,902,015	未収収益	276,530
							調査費	1,900,307	未払金	468,034
最終的な親会社が同一である会社	J. P. Morgan Investment Management Inc.	米国 ニューヨーク	4.5百万 米ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	業務受託報酬	1,613,740	未収収益	172,783
							調査費	1,030,619	未払金	732,524

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬、業務受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託や業務委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約や業務委託契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社 J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
1株当たり純資産額	330,558.77円	297,558.01円
1株当たり当期純利益	29,711.10円	55,867.51円

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第33期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	1,671,695千円	3,143,385千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,671,695千円	3,143,385千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

(重要な後発事象に関する注記)

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂 平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第35期中間会計期間末
(2024年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,322,609
前払費用	73,950
未収入金	694
未収委託者報酬	2,206,542
未収収益	2,115,068
その他	6,811
流動資産合計	21,725,677
固定資産	
投資その他の資産	
関係会社株式	60,000
投資有価証券	721,785
敷金保証金	43,286
前払年金費用	247,151
繰延税金資産	1,361,352
その他	5,500
投資その他の資産合計	2,439,075
固定資産合計	2,439,075
資産合計	24,164,752

(単位：千円)

第35期中間会計期間末
(2024年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

預り金		72,794
未払金		1,960,436
未払手数料		963,596
その他未払金	※ 1	996,839
未払費用		471,384
未払法人税等		1,606,917
賞与引当金		2,129,564
役員賞与引当金		97,026
流動負債合計		6,338,123

固定負債

長期末払金		228,394
賞与引当金		1,027,582
役員賞与引当金		200,594
固定負債合計		1,456,571

負債合計

7,794,695

純資産の部

株主資本

資本金		2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		1,000,000
資本剰余金合計		1,000,000

利益剰余金

利益準備金		33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,118,380
利益剰余金合計		13,152,056

株主資本合計

16,370,056

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		0
評価・換算差額等合計		0

純資産合計

16,370,057

負債・純資産合計

24,164,752

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		5,463,102
運用受託報酬		5,163,392
投資助言報酬		1,831,821
業務受託報酬		1,493,425
その他営業収益		165,316
営業収益合計		14,117,058
営業費用		
支払手数料		2,654,046
調査費		1,597,756
その他営業費用		274,597
営業費用合計		4,526,401
一般管理費		6,033,233
営業利益		3,557,423
営業外収益	※1	13,204
営業外費用	※2	28,212
経常利益		3,542,415
税引前中間純利益		3,542,415
法人税、住民税及び事業税		1,536,611
法人税等調整額		△322,151
法人税等合計		1,214,460
中間純利益		2,327,955

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含まれていた投資助言報酬は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「投資助言報酬」として掲記することとしております。

(中間貸借対照表関係)

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
※1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
※1 営業外収益のうち主要なもの	
雑益	13,204千円
※2 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	20,726千円

(リース取引関係)

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,656千円
1年超	1,518千円
合計	3,174千円

(金融商品関係)

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)

① 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期末払金	228,394	228,394	—
負債計	228,394	228,394	—

(注1) 時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	721,774

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期末払金	—	228,394	—	228,394
負債計	—	228,394	—	228,394

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期末払金」

長期末払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券（合同会社出資金）（中間貸借対照表計上額 721,774千円）については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	5,463,102	5,163,392	452,442	1,493,425	165,316	12,737,679
成功報酬	—	—	1,379,378	—	—	1,379,378
合計	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
8,265,082	1,773,591	4,078,384	14,117,058

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,762,458	資産運用業

(1株当たり情報)

第35期中間会計期間
(自2024年4月1日
至2024年9月30日)

1株当たり純資産額 290,945.65円

1株当たり中間純利益金額 41,374.83円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 2,327,955千円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る中間純利益 2,327,955千円

普通株式の期中平均株式数 56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

基本用語の解説

交 付 目 論 見 書	当ファンドの内容のうち投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを説明している法定文書で、投資者にあらかじめまたは取得申込みと同時に交付または送付されます。 ※当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請 求 目 論 見 書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、投資者から請求があった場合に交付または送付されます。
純 資 産 総 額	当ファンドに組入れているC B等の資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
自 動 け い ぞ く 投 資	当ファンドから生じる収益分配金を受益者に払い出しせずに、税金を差し引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
基 準 価 額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った1口当たりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
収 益 分 配	当ファンドが得た収益の中から受益者へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
個 別 元 本	当ファンドの収益分配時、換金時等に課税上の基準となる受益者ごとの元本のことです。原則として個別元本は受益者が当ファンドを取得した時の価格となります。
信 託 報 酬	当ファンドの運用、管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社および販売会社に支払われます。
解 約 請 求	当ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することを請求することをいいます。
為 替 ヘ ッ ジ	外貨建の有価証券に投資する際、為替の変動による投資資産の価値変動リスクを軽減する取引のことをいいます。
ポ ー ト フ ォ リ オ	資産運用において、運用対象商品（C B等）の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
ポ ー ト フ ォ リ オ ・ マ ネ ジ ャ ー	資産の運用を行う運用担当者をいいます。
ア ナ リ ス ト	企業の財務分析、業界分析等により、株式等の投資価値の分析・評価を行う者をいいます。
ボ ト ム ア ッ プ ・ リ サ ー チ	投資銘柄を選定するために、主として個別企業に対し調査・分析を行うことをいいます。
流 動 性	C B等の組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。

追加型証券投資信託

J P Mワールド・C B・オープン

約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

GIMワールド・CB・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。
- ② 投資効果を高める観点から、外貨建資産にかかる為替ヘッジは弾力的に行います。
- ③ 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- ④ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～③にしたがった運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額（約款第9条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。
- ⑥ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ⑦ 有価証券先物取引等（約款第27条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、約款第28条の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、約款第22条第1項第8号および第20号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理

を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
繰越分を含めた利息等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
JPMワールド・CB・オープン
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前の信託法（大正11年法律第62号）（以下「旧信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、旧信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金3,175,244,109円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項および第2項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については3,175,244,109口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と合意のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、当該金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびにおよび当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。
- ⑤ 受益者が委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた際に、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合等を含みます。）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑦ 前項の場合の他、信託財産の規模が委託者が資金動向や市場動向に基づきその都度決定する運用適正額を超えて増加することにより、別に定める運用の基本方針に従った運用ができなくなるおそれがあると委託者が判断した場合、受益権の取得申込みの受け付けの全部または一部を停止することができます。

（受益証券の種類）

第14条（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条第2項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第17条（削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第18条（削除）

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第19条（削除）

（受益証券の再交付の費用）

第20条（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

- （1）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証券法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかか

る権利

- (2) 有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利
- (4) 金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利
- (5) スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (6) 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

ハ. 金銭債権（イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。）

ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第22条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち主としてJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された親投資信託であるG I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
- 9. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）
- 13. 外国の者の発行する証券または証書で、受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの（ただし、前2号に掲げるものを除きます。）
- 14. 外国の者の発行する証券または証書で、特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
- 15. 外国の者の発行する証券または証書で、特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの

16. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
17. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
18. 外国の者の発行する証券または証書で、特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
19. 外国の者の発行する証券または証書で、抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
20. 外国の者の発行する証券または証書で、オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）の性質を有するもの
21. 外国の者の発行する証券または証書で、預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株予約権証券および新株引受権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株予約権証券および新株引受権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法にて準用する場合を含みます。以下本条および第34条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者、受託者の利害関係人、第34条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第21条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条から第28条まで、第30条、第32条、および第39条から第41条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第23条 委託者（次条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第32条、第34条第3項第3号および第42条において同じ。）は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にし

たがって、その指図を行います。

(指図権限の一部の委託)

第23条の2 委託者は、第32条に定める指図に関する権限を、第47条第4項に規定するマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者である次の者に委託します。

J P モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド
25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, United Kingdom

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条第4項に基づき支弁される報酬に含まれるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、第1項に基づく委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第25条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きま

す。)の行使により取得可能な株券
(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第22条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下本号において余資投資対象運用額等といいます。)の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券

にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第33条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為(それぞれ裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの(以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第37条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することが

あります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金並びに売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する第22条第2項各号に規定する投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第44条 この信託の計算期間は、毎年1月31日から7月30日まで及び7月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月28日から平成14年1月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受

託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項の信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2の率（上限）を乗じて得た額、または年間300万円のうちいずれか少ない額を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（信託報酬等の総額）

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の150の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の終了日または信託終了の日の翌営業日以降、信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期間の終了日または信託終了の日の翌営業日以降支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。

（利益の処理方法）

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第49条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第50条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この

場合、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第52条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位または1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託

者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項うち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取り請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況にかかる情報の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成13年9月28日

委託者 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 三井住友信託銀行株式会社

親投資信託

G I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド

約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の転換社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 転換社債への投資にあたっては、投資地域分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業自体の成長性および安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資し、信託財産の着実な成長をめざした運用を行います。

② 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

④ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～③にしたがった運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額（約款第9条に規定するものをいいます。以下同じ。）の30%以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。

⑥ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

⑦ 有価証券先物取引等（約款第20条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、約款第20条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、約款第21条の範囲で行います。

⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、約款第14条第1項第8号および第20号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等

エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

親投資信託
G I Mワールド・C B・オープン・マザーファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前の信託法（大正11年法律第62号）（以下「旧信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、旧信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金3,175,244,109円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を上限として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項および第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる私募の方法により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の追加型証券投資信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については3,175,244,109口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。以下同じ）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託

約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限り
ます。)にかかる権利

(1) 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法施行前の旧証券取引法(以下「旧証取法」といいます。
す。)第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。)にかかる権利

(2) 有価証券オプション取引(旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。
以下同じ。)にかかる権利

(3) 外国市場証券先物取引(旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。)
にかかる権利

(4) 金融先物取引等(金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取
引をいいます。)にかかる権利

(5) スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条
第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(6) 外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同
じ。)において行われる有価証券先物取引(旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引を
いいます。以下同じ。)と類似の取引にかかる権利

ハ. 金銭債権(イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。)

ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます)

2. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者(第16条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23
条まで、第25条、第27条第3項第3号、第32条から第34条までについて同じ。)は、信託金を、前条
の資産のうち主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされ
る同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受
権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権
証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)

9. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者
の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(金融商品取引法第2
条第1項第18号で定めるものをいいます。以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益
証券に限ります。)

12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付
けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第
14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で
同様の有価証券の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

13. 外国の者の発行する証券または証書で、受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第
1項第14号で定めるものをいいます。)の性質を有するもの(ただし、前2号に掲げるものを除き
ます。)

14. 外国の者の発行する証券または証書で、特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
15. 外国の者の発行する証券または証書で、特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
16. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
17. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
18. 外国の者の発行する証券または証書で、特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
19. 外国の者の発行する証券または証書で、抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの
20. 外国の者の発行する証券または証書で、オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）の性質を有するもの
21. 外国の者の発行する証券または証書で、預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株予約権証券および新株引受権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法にて準用する場合を含みます。以下本条および第27条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者、受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第13条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第32条および第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

J P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, United Kingdom

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする投資信託である J P M ワールド・C B ・オープン（以下本項において「ベビーファンド」といいます。）の委託者がベビーファンドから受ける報酬より、次の各号に従い支弁されます。

1. 報酬額は、次号に定める報酬対象期間を通じて毎日、ベビーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額の合計額とします。
 2. 報酬対象期間は、毎年1月31日から7月30日まで、および7月31日から翌年1月30日まで。ただし、各報酬対象期間終了日に該当する日が休業日の場合はその翌営業日を終了日とし、その翌日より次の報酬対象期間が開始されるものとします。また、ベビーファンドの信託終了の場合は、報酬対象期間終了日は当該信託終了の日とし、この信託が終了する場合は当該信託終了日を報酬対象期間終了日とします。
 3. 支弁の時期は、前号に定める報酬対象期間の終了日の翌営業日以降とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信

託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下本号において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の

提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとしします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為（それぞれ裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第28条 (削除)

(混蔵寄託)

第29条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託でき

るものとします。

(一括登録)

第30条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年1月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月28日から平成14年1月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託契約の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

- ② 前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その

責に任じません。

(償還金の支払い)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を、受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。

(反対者の買取り請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況にかかる情報)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項にかかる情報を提供しません。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月28日

委託者 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 三井住友信託銀行株式会社